

(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 6 月

東京発電株式会社

(目 次)

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 1. 1 公告の日	1
1. 1. 2 公告の方法	1
1. 1. 3 縦覧場所	1
1. 1. 4 縦覧期間	2
1. 1. 5 縦覧者数	2
1. 1. 6 インターネット利用による公表	2
1. 2 環境影響評価方法書の説明会の開催	3
1. 2. 1 開催場所及び開催日時	3
1. 2. 2 来場者数	3
1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
1. 3. 1 意見書の提出期間	3
1. 3. 2 意見書の提出方法	3
1. 3. 3 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解.....	4
2. 1 意見の概要	4
2. 2 意見書に対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの一般からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 公告の日

令和5年5月10日(水)

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞による公告

令和5年5月10日(水)付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した(別紙1)。

・新潟日報(朝刊)

(2) その他の方法によるお知らせ

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

・糸魚川市広報(広報いといがわ「おしらせばん」)5月10日号(2023年5月10日発行)に掲載した(別紙2)。

・当社ウェブサイトにて、令和5年5月10日(水)より掲示した(別紙3)。

<https://tokyohatsuden.co.jp/company/news/1117/>

1.1.3 縦覧場所

縦覧は、第1表に示す自治体庁舎等の5箇所にて実施した。

第1表 方法書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
糸魚川地域振興局	新潟県糸魚川市南押上1-15-1
糸魚川市役所	新潟県糸魚川市一の宮1-2-5
小滝地区公民館	新潟県糸魚川市大字小滝5230
田沢地区公民館須沢支館	新潟県糸魚川市大字須沢697-1
当社 糸魚川事業所	新潟県糸魚川市大字須沢1604

1.1.4 縦覧期間

(1) 縦覧期間

方法書の縦覧は、令和5年5月10日（水）から6月9日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。田沢地区公民館須沢支館は火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日を除く。）まで行い、当社糸魚川事業所では意見受付締切日の6月23日（金）まで閲覧可能とした。

(2) 縦覧時間

糸魚川地域振興局	: 午前9時～午後5時
糸魚川市役所	: 午前9時～午後5時
小滝地区公民館	: 午前9時～午後5時
田沢地区公民館須沢支館	: 午後1時30分～午後4時30分
当社 糸魚川事業所	: 午前9時～午後5時

1.1.5 縦覧者数

5名（縦覧者名簿への記載者数）

[内訳]

・糸魚川地域振興局	: 1人（0部）
・糸魚川市役所	: 4人（8部）
・小滝地区公民館	: 0人（0部）
・田沢地区公民館須沢支館	: 0人（0部）
・当社 糸魚川事業所	: 0人（3部）

※（ ）内は縦覧場所に備え付けた「あらまし」の持ち帰り部数である。

1.1.6 インターネット利用による公表

当社ウェブサイトには方法書及び要約書を掲載し、公表した（別紙3）。

公表期間は、意見受付期間と同じ令和5年5月10日（水）から6月23日（金）までとし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。

公表期間中の当社ウェブサイトの閲覧回数は551回であった。

1.2 環境影響評価方法書の説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するため、方法書説明会（以下、「説明会」という。）を5月16日と5月17日に開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する新聞公告（別紙1）と同時に行うとともに、糸魚川市広報（広報いといがわ「おしらせばん」）（別紙2）と当社ウェブサイト（別紙3）により行った。

1.2.1 開催場所及び開催日時

- ・田沢地区公民館須沢支館：令和5年5月16日（火）午後7時00分～午後8時00分
- ・小滝地区公民館：令和5年5月17日（水）午後1時30分～午後2時30分

1.2.2 来場者数

来場者は、田沢地区公民館須沢支館39名、小滝地区公民館9名であった。

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

令和5年5月10日（水）から6月23日（金）まで（郵送の受付は当日消印有効とした。）

1.3.2 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函及び郵送又はFAXにより意見を受け付けた（別紙4）。

1.3.3 意見書の提出状況

意見書（環境の保全の見地からの意見）の提出は0通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

2.1 意見の概要

方法書について、環境の保全の見地から提出された意見書はなかった。

2.2 意見書に対する事業者の見解

環境の保全の見地から提出された意見書はなかったため、事業者の見解はない。

新潟日報への公告内容

・令和5年5月10日(水)朝刊

お知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)堀川第八発電所新設による再開発計画「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。 令和5年5月10日

一、事業者の名称
東京発電株式会社

代表取締役社長 堀部 慶次

所在地 東京都台東区池之端一丁目二番十八号
NDK池之端ビル三階

二、対象事業の名称
(仮称)堀川第八発電所新設による再開発計画

発電所の原動力の種類 水力(水路式)

発電所の出力 五万九千三百キロワット級

三、対象事業が実施されるべき区域
新潟県糸魚川市大字小滝から大字須沢まで

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
糸魚川市

五、観覧の場所
新潟県糸魚川地域振興局内/糸魚川市役所一階ロビー/
小滝地区公民館/田沢地区公民館須沢支館/
東京発電株式会社糸魚川事業所

期間 令和5年5月10日(水)から令和5年6月9日(金)まで
(東京発電株式会社糸魚川事業所は令和5年6月二十三日(金)まで)

土曜日、日曜日、祝日を除く(田沢地区公民館須沢支館は火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日を除く)

時間 午前九時から午後五時まで(田沢地区公民館須沢支館は午後一時三十分から午後四時三十分まで)

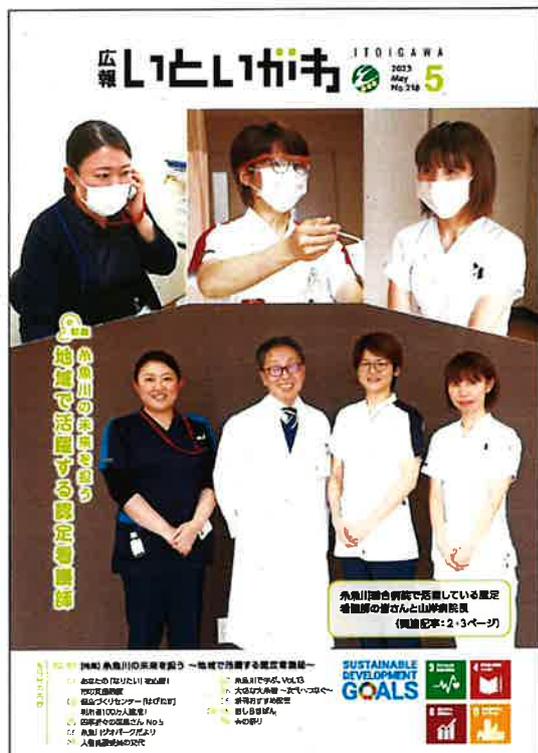
電子観覧 (<https://tokyohatsuden.co.jp/>)

六、説明会の開催
開催日時と場所
・令和5年5月16日(水)午後七時から
田沢地区公民館須沢支館
(住所:糸魚川市大字須沢六九七番地一)
・令和5年5月17日(木)午後一時三十分から
小滝地区公民館(住所:糸魚川市小滝五二二〇)

七、意見書の提出
環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名のご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入のうえ、観覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和5年6月23日(金)までに、左記の提出先へ郵送(当日消印有効)またはFAXにて送付してください。

意見書の提出先
〒110-0008 東京都台東区池之端一丁目二番十八号
NDK池之端ビル三階
東京発電株式会社 総務部
TEL 03-3837-1500
FAX 03-3828-1563

糸魚川市広報への掲載内容（広報いといがわ「おしらせばん」）



環境影響評価方法書の縦覧

東京発電株式会社で計画している「(仮称)姫川第八発電所新設による再開発計画」について、当事業の環境影響評価方法書の縦覧が行われています。

縦覧場所 糸魚川地域振興局、市役所1階、小滝地区公民館、田沢地区公民館須沢支館、東京発電株式会社糸魚川事業所

縦覧期間 6月9日(金)まで
9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
※田沢地区公民館須沢支館は、13:30～16:30(月・水・金のみ)

説明会
・5月16日(火)19:00～ 田沢地区公民館須沢支館
・5月17日(水)13:30～ 小滝地区公民館

意見提出方法 縦覧場所に備え付けた意見書箱に投函いただくか、郵送(当日消印有効)またはファクスでご提出ください。

提出期限 6月23日(金)
提出・問合せ先 東京発電株式会社 総務部
☎03-6371-5200 FAX 03-3828-5622
(土・日・祝日を除く9:00～17:00)

13ページ、右列中段

こども

子育て

健康・福祉

その他

当社ウェブサイトへの掲載内容 (1/2)

・ <https://tokyohatsuden.co.jp/company/news/1117/>

お知らせ 2023.05.10

(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画、 の環境影響評価手続きについて

「(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画」について、環境影響評価法に基づき「環境影響評価方法書」を以下のとおり公表いたします。

[\(仮称\) 姫川第八発電所新設による再開発計画 環境影響評価方法書](#)  (PDFファイルサイズ：約110MB)

[\(仮称\) 姫川第八発電所新設による再開発計画 環境影響評価方法書 要約書](#)  (PDFファイルサイズ：約48MB)

* 上記PDFデータは開く際に時間を要する場合があります。

※ ご意見記入用紙はこちらです。

[PDF版 ご意見記入用紙](#) 

[WORD版 ご意見記入用紙](#) 

【縦覧の概要】

- | | |
|---------------|---|
| 1. 対象事業の種類、規模 | 水力発電所（流れ込み式）、59,300kW級 |
| 2. 対象事業実施区域 | 新潟県糸魚川市大字小滝から大字須沢まで |
| 3. 縦覧の場所 | 新潟県糸魚川地域振興局内、糸魚川市役所一踏口ビー、小滝地区公民館、
田沢地区公民館須沢支館、東京発電株式会社糸魚川事業所 |
| 縦覧の期間 | 令和5年5月10日(水)～令和5年6月9日(金) |
| 縦覧の時間 | 9時～17時（田沢地区公民館須沢支館は13時30分～16時30分） |
- * 土曜日、日曜日、祝日を除きます。
* 田沢地区公民館須沢支館は火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

当社ウェブサイトへの掲載内容 (2/2)

【説明会の開催】

1. 日時・場所

① 令和5年5月16日（火）19時00分～ 田沢地区公民館須沢支館（糸魚川市大字須沢697-1）

② 令和5年5月17日（水）13時30分～ 小滝地区公民館（糸魚川市小滝5230）

【意見書の提出】

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、郵送又はFAXにて送付してください。

1. 意見書の記載内容

住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい。）

2. 意見書の提出先、受付期限

東京発電株式会社 総務部

〒110-0008 東京都台東区池之端1丁目2番18号 NDK池之端ビル3階

TEL.03-6371-5200 FAX.03-3828-5622

令和5年6月23日（金）まで（当日消印有効）

